

生活支援車両「つなぐ号」
貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人能美市社会福祉協議会が管理する生活支援車両「つなぐ号」(以下、「車両」という)を貸出すことにより、住民の地域での生活を豊かにし、元気な生活を応援するとともに、様々な生活支援の一環とすることを目的とする。

(貸出車両)

第2条 貸出す車両は、次のとおりとする。

- つなぐ号 5人乗り トヨタ ルーミー (能美市所有：能美ロータリークラブ寄贈)
- つなぐ号 8人乗り トヨタ ノア (能美市商工女性まちづくり研究会所有)

(貸出対象活動)

第3条 車両の貸出は、市内の地域福祉活動団体(地域(地区)福祉委員会、NPO法人、能美市ボランティア・コミュニティ活動支援センター)に登録する団体(以下「使用者」という。)が行う地域での生活支援の活動のみとする。

2 前号に定めるほか、本会会長が特に必要と認めた活動。

(使用範囲)

第4条 車両の使用範囲は、県内とする。ただし、買い物に関しては市内商工施設店舗の利用を基本とする。

2 車両の使用者は、第3条に定める事項の活動団体の運転者とする。

(使用手続)

第5条 車両の貸出を希望する者は、「つなぐ号」貸出申請書(様式第1号)および誓約書(別紙1)に必要事項を記入のうえ、車両使用日の7日前までに本会会長に提出しなければならない。

2 本会会長は、前項の書類を受理したときは、速やかに貸出の可否を決定するものとする。

(貸出制限)

第6条 本会会長は、車両の貸出にあたり、次の各号のいずれかに該当する場合は貸出を制限することができる。

- (1) 第3条の目的以外に使用する恐れがあるとき
- (2) 安全な運行を害する恐れがあるとき
- (3) 土、日、祝日及び年末年始で本会職員による車両の管理ができないとき
- (4) 災害時その他緊急かつやむを得ない事由に供する必要が生じたとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、本会会長が適当でないと認めたとき

(貸出期間)

第7条 車両の貸出期間は、貸出日および返却日を含めて1日以内とし、貸出時間は8時30分から17時までとする。

(貸出及び返却の場所)

第8条 車両の鍵の貸出及び返却場所は、能美市ふれあいプラザとする。但し、必要に応じて本会が指定する場所で受け渡すこととする。車両は本会が指定する駐車場に格納することとする。

(使用料)

第9条 車両の使用料は、1回100円とし、本会の請求により半期ごとに行う。

(使用者の負担)

第10条 車両の運行にかかる次の経費は、使用者が負担するものとする。

- (1) 運転手の経費
- (2) その他有料道路利用料、駐車料等、車両使用に係る経費

(遵守事項)

第11条 使用者は、安全と事故防止のため、次に掲げる遵守事項を守らなければならない。

- (1) 車両を使用目的外に使用しないこと
- (2) 車両を第三者へ転貸しないこと
- (3) 道路交通法等の法令を守ること
- (4) 申込書に記載した運転手以外の者は運転しないこと
- (5) 車両の適切な保全に努めること
- (6) 車両内外の清掃に努めること
- (7) 車両返車後は運転者による報告書を提出すること

(事故処理等)

第12条 使用者は、車両使用中において、事故が発生した場合、人命尊重の立場から速やかに必要な処置をとるとともに、ただちに本会へ報告し、指示を受けなければならない。

2 使用中の事故については、加入している自動車損害賠償責任(強制)保険と、自動車(任意)保険の範囲内で対応するものとする。ただし、使用者自らの過失による車両の損傷及び毀損に対しては、使用者責任を基本とする。

(その他)

第13条 この要綱の施行に必要な事項は、本会会長がこれを定める。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年5月1日から施行する。